

# 『言継卿記』に見える法住寺

下坂 守

はじめに

歴史を学ぶものにとって不可欠の史料に古文書・古記録がある。特に中世に関していえば、その歴史は古文書・古記録の読解なくして語れない。そして、それ故に中世についてなにかを知ろうとすれば、まず古文書・古記録を正確に読み取る作業が最初の第一歩となる。しかし、これは口でいうほど簡単な作業ではない。

なによりもいまだ翻刻されていない古文書・古記録に関しては、一字一字を読み取っていく作業がまずたいへんである。それはたんに崩し字が読めればよいというものではなく、さまざまな歴史的な知識があつて初めて可能となるものだからである。この点すでに翻刻されている古文書・古記録ほどありがたいものはないが、それでも幅広い歴史的な知識が必要であるという点については変わりない。

いっぽう古文書に負けず劣らずむずかしいのが古記録の読解である。日記を例にとつていえば、その筆者個人の履歴はもとより、彼もしくは彼女のおかれていた環境がある程度分かなければ、なか

なか読み進めることはできない。日記に突然、登場してくる場所がどこで、人物が誰であるかを知るにはただただ日記を丹念に読み進めていくしか道はない。

私が勤務している帝塚山大学の大学院（人文科学研究科）では、授業で戦国時代の公家・山科言継の日記『言継卿記』を読み進めている。同記は大永七年（一五二七）から天正四年（一五七六）まで途中が一部欠けてはいるものの、実に五十年近くにわたって書き継がれた日記で、当時の京都のありさまを知る上できわめて貴重な記録である。しかし、その読解は案に違わず、さまざまな疑問との悪戦苦闘の連続となつている。ここではそのうちの一つを取り上げ、歴史史料としての日記のもつ奥深さについて見ていきたい。

## 一、法住寺の「御はんせん」

『言継卿記』享祿二年（一五二九）三月十三日条に、筆者山科言継が法住寺に出向いたときの次のような記事が見える。

今日法住寺御はんせんに老父參候、故障之由申候間、予參候、

初也、乗物成候はて異體にて罷下、彼在所にて衣冠着用、御は  
んせん申候了、早々罷下候了、御はんせんをし候て罷歸候、

「法住寺」とは後白河法皇の御所として有名な法住寺殿の跡にあつた堂舎(寺院)のこと、この時代の正確な所在地はわからないが、現在とほぼ同じ位置、三十三間堂の東あたりに所在していたものと推定される。ちなみに現在の法住寺は江戸時代に再建されたものである。

さて、言継はこの日、その法住寺に父言綱の代理で「御はんせん」のために出かけたというのがこの記事の大意である。では「御はんせん」とは一体、何であろうか。

小学館『日本国語大辞典』を初めとする各種の国語辞典に「御はんせん」あるいは「はんせん」なる言葉は見えない。それは辞書にも載らないかわめて特殊な言葉だったのであろう。とすれば、その意味を探る手だては、当面、『言継卿記』しか残されていない。

そこで今一度、先ほどの記事に戻ると、三月十三日という日が最初の手がかりとなる。というのは、寺院・公家における大きな仏事は、年中行事として毎年、決まった日に執行されることが多いからである。そして、答えは『言継卿記』を年次を追って読んでいけばすぐに導き出せる。

言継の時代、山科家では毎年この日には当主もしくはその代理人が必ず法住寺に赴いている。たとえば言継が代理を勤める二年前の大永七年(一五二七)には、山科言綱が法住寺に出向いており、そのことが『言継卿記』同年三月十三日条に次のように記されている。

老父長講堂・法住寺へ御陪膳参候、奥伯所にて借候、同持丁借候、奥かき一人申付候、共竹寿、坂田孫左衛門、虎千代、雑色

一人左衛門計也、

言綱が法住寺だけでなく長講堂へも参っていたことがわかるが、それとともに興味深いのは彼がその両所で「御陪膳」を勤めていたことが知られる点である。「陪膳」とは天皇の食膳に侍して給仕することをいい、また神供・神饌の給仕に關してもこう呼んだという(小学館『日本国語大辞典』)。では、言綱は一体、誰の「御陪膳」を勤めていたのであろうか。この点に關しても、『言継卿記』の毎年の記載がこれを教えてくれる。

(天文二年(一五三三)三月十三日条)

後白川院御正月之間、法住寺へ参、着衣冠御陪膳仕候了、則退出、次妙法院殿へ御札に参、御対面、暫御雑談申候了、先之小松谷へ罷向、一盞候了、次建仁寺種善軒へ罷向、

(天文三年三月十三日条)

朝飯以後、早々法住寺へ後白川院御聖月之間、為御陪膳罷下候了、

(天文十一年三月十三日条)

今日後白河院御忌月之間、長講堂へ為御陪膳参候、粟津修理進馬借用、伴大澤彦四郎、澤路彦九郎、井上次郎五郎、與二郎、三郎次郎等也、御長講堂さたう飯にて一盞候了、自其法住寺へ御陪膳に参了、次に妙法院江扇子一本持参、当年御札、旧冬御灌頂御礼、御音信之御札旁祇候、御見参、御盃被下候了、

(天文十三年三月十三日条)

後白川院御聖月之間、長講堂へ為御陪膳参候了、藤中納言に借馬、共大澤掃部助、澤路彦九郎、井上次郎五郎、與二郎、三郎二郎、馬屋物等也、人夫大宅之物笠持了、同装束之袋等持了、

於長講堂拈金振舞、餅にて一盞有之、及數盃、院庁盛言等参候了、次法住寺へ参、御倍膳<sup>(陪)</sup>仕了、帰路に曇華院殿内久御亮にて茶所望候了、

これらの記事からは、言継が「後白河院」の祥月命日にその「御陪膳」を勤めていたことが容易に読み取れよう。法皇は建久三年(一一九二)三月十三日に没しており、三月は「御祥月」「御忌月」にあたる。山科家では毎年、当主がその法皇の祥月命日に法住寺において「御陪膳」を勤めることになっていたのである。

また、同じ日に長講堂で「御陪膳」を勤めている理由もあきらかであろう。長講堂(法華長講弥陀三昧堂)はもともと後白河法皇がその御所、六条殿(西洞院六条)内に建立した持仏堂であり、法皇の死後、厩大な遺領が長講堂領として宣陽門院親子に伝領されたことはよく知られている。その長講堂でも毎年、三月十三日には法皇の菩提を弔う仏事が執行されていた。<sup>(3)</sup>

そして、ここまでくれば、「御はんせん」がいわゆる「御陪膳」を指すことは容易に推定可能となる。「陪膳」を「はんせん」と読ませた例は他になく、『言継卿記』でも享禄二年三月十三日条しか見えない。したがって、これだけをもって「陪膳」を「はんせん」と読んだとは断定できないが、その内容については「陪膳」そのものを意味していたことはまずまちがいない。「御はんせん」がいかなるものであったかはこれで一応判明した。<sup>(4)</sup>だが、ここに新たな疑問がいくつか湧いてくる。それはたとえば「御陪膳」とは具体的にいかなるもので、なぜ山科家ではそのような「御陪膳」毎年、法住寺で勤めなければならなかったのか、といった疑問である。次にこれらの点について考えていくこととしよう。

## 二、後白河法皇の「絵像御影」

「陪膳」とはすでに触れたように、天皇および神の食膳に侍して給仕することをいう。とすれば、法住寺における「御陪膳」も当然、これを受ける後白河法皇がその場にいたことになる。言綱・言継は、どのような姿の後白河法皇に侍して「御陪膳」を勤仕していたのであろうか。

実は山科家では言綱・言継以前より、法住寺においてこの「御陪膳」役を勤めていた。そのため古い時代の当主および山科家の家礼大沢氏の日記にも「御陪膳」に関する記事が数多く残されている。

次に引用したのはそのなかの一つで、応仁二年(一四六八)三月十三日、当主山科言国(本所)の代理で家礼の大沢久守(長門守)が法住寺での「御陪膳」を勤めた時の様子を記した『山科家礼記』の一節である。

一、法住寺殿、本所無御参、長門守殿参、御供御ハシ立御申也、彦兵衛殿、予、将監同道也、今日後白川院御年忌也、御供三膳参、御堂東西三膳ノ御供、右ノ方ヨリ御ハシタテ御始候也、絵像御影ハ東庄御影堂ニ御座ノ御影也、御年四十二ノ御自筆也、当所御影堂焼上之間、法住寺殿へ入申也、例年名字人参候也、本所御参之時者不及沙汰、本所無御参時者、本所ノ御<sup>(符)</sup>御一家御参之儀無之、

法住寺での「御陪膳」が具体的に後白河法皇の「絵像御影」に「御供」を供える形で行われていたことがこれによってわかる。つまり法住寺では毎年、三月十三日に御影を掲げての後白河法皇の追

善供養を執行しており、その御影に捧げる供御の「御陪膳」役を山科家の当主が勤めていたのである。ちなみに後白河法皇所縁の長講堂にも「御影」があり、言綱・言国が法住寺とともに長講堂でも「御陪膳」を勤仕しているのはこのためである。<sup>5)</sup>

では、どうして山科家の当主は毎年、法住寺で後白河法皇の「御陪膳」役を勤めていたのであろうか。この点に関わって注目されるのは、「御陪膳」に用いられる法皇の「絵像御影」がもともとは「東庄御影堂」にあったもので、法住寺にはかの堂舎の焼失後に入ったという先の『山科家礼記』の記載である。

「東庄御影堂」とは山科家の祖教成が後白河法皇追善のために山科東庄に建立した堂舎のことで、その由来については鎌倉時代末に作られた「山科御影堂領之事」に詳しい。

抑当御堂領之根元者、浄土寺二品所領等、為被断将来之牢籠<sup>籠</sup>、去建久三年三月日、後白河院被下御起請符畢、由緒異他之私領也、爰冷泉中納言<sup>教成</sup>、為彼長子、山科御所以下宗之所領相伝之、然間、且依慕夙夜之昵近、且為報多年之恩厚、建立一堂於山科御所之傍、奉安置先皇御影、結供僧、定寺官、始置長日不断之勤行、以所領悉為御堂領、仏聖燈油供料修理以下切宛彼庄園等、任文曆二年公文所置文、于今致沙汰者也、

かの御影堂が後白河法皇から山科の地を付与された藤原実教（浄土寺二品）の子（養子）、冷泉教成によって建立されたこと、そこには法皇の御影が安置されていたこと、などがこれによってわかる。山科家が名字の地とした山科はもともとは後白河法皇が領有するいわゆる「後白河院領」であった。法皇はこの地に「山科新御所」と呼ばれた御所を営むが、やがてそれらを含めすべてを女房の高階

栄子（丹後局）に預ける。山科家の家祖となった冷泉教成はその栄子の実子で、建久三年三月、後白河法皇の死去後に山科の地を相続した教成が法皇の菩提を弔うためにかの地に建立したのがいわゆる「山科御影堂」であった。<sup>6)</sup>

その「山科御影堂」の焼失後そこに安置されていた後白河法皇の「絵像御影」がいつ法住寺に移されたのかは定かではない。ただ、山科家では早く室町時代の初め、教言の時代には法住寺に「山科御影精進供御料足」を納めており、「山科御影堂」は少なくともそれ以前に法住寺に移動していたようである。

『教言卿記』応永十四年（一四〇七）三月十二日条

一、自法住寺、明日山科御影御精進供御料足百七十文預方へ下行了、今月正御年記之間、三卜分也、

かの像を「山科御影」と呼んでいるのは、それが「山科御影堂」安置の「絵像御影」であったことが、いまだ記憶に新しかったからであろう。

なお、教言は前年の応永十三年（一四〇六）三月十三日には自ら法住寺に向いており（『教言卿記』）、ここにいう「山科御影御精進御料」というのがのちの「御はんせん」の費用にあたるものと考えられる。

法住寺の「御はんせん」の起源が古く「山科御影堂」にあり、さらに遡れば後白河法皇と高階栄子との関係にまで行き着くものであることがあきらかとなった。山科家の後白河法皇への報謝の念はきわめてあついものがあり、<sup>7)</sup> 同家では三月十三日の祥月忌日のほか、七月の忌日にも毎年、当主が法住寺に赴き「御陪膳」を勤仕している。

『言国卿記』明応七年（一四九八）七月十三日条

一、今日早旦二法住寺殿、同長講堂御ハイセン参、先法住寺殿、

其後長講堂、垂物也（マ、）興、供兵衛尉、千代丸、彦男也、

『言継卿記』天文十四年七月十三日条

長講堂へ御陪膳（陪）に参候、冷麴にて一盞、次法住寺へ参了、同御陪膳申候、

同日には三月十三日と同様に法住寺・長講堂において「御影」への「御陪膳」を勤仕していたことがわかる。

### 三、「御影」の行方

言継の法住寺における「御陪膳」は天文十七年七月十三日をもつて終わりを告げる。これは同年五月、家領の山科の地を室町幕府によって没収されたことが原因であったと推定される。経済的に大打撃をうけた山科家では、法住寺の「御陪膳」を維持することができなくなったのであろう。

ただ、この事態を受けて言継は「御影」を曼殊院（竹内殿）に預けたようで、天文十九年から同二十一年までの「御陪膳」は曼殊院で執行されている。

『言継卿記』天文十九年三月十三日条

後白川院御聖月之間、為御陪膳竹内殿へ参勤之、自去年彼門跡に御座之間如此、

（天文二十一年三月十三日）

後白川院御聖月之間、御陪膳に竹内殿へ参、無殊事、

曼殊院がいかなる理由で選ばれたか定かではないが、これより先、

言継は「御影」を長講堂に預けたこともあったようで、天文二十一年六月になると、「御影」は曼殊院から再度その長講堂に移されている。

『言継卿記』天文二十一年六月十三日条

自長講堂珠泉来、周徳者霍乱所勞云々、樽一、まき、山桃送之、一盞勤了、後白川院御影、自去年、竹内殿に置申候、申出長講堂へ返申候了、

この後、永禄三年（一五五九）まで「御影」は長講堂に安置されるが、永禄六年以降になると再び曼殊院に戻されており、それにともない「御陪膳」もまた同院で執行されるようになる。

『言継卿記』永禄六年三月十三日条

後白川院御聖月之間、竹内殿へ御陪膳に参、御影御座之故也、御霊供如例、御承仕盛嚴奉仕之、

（永禄十二年三月十三日）

後白河院御忌月也、長講堂之御影、竹内殿に有之間、御霊供之御陪膳に参、衣冠、予得利持之、御中酒供之、次竹内殿へ一盞勤申候了、

（永禄十三年三月十三日）

後白川院御聖月之間、御陪膳に着衣冠参竹内殿、御霊供盛嚴調進之、御影、乱後此門跡預置申、長講堂退転之故也、

長講堂の衰退（退転）によって、やむなく「御影」が曼殊院に預けられていたことがわかる。しかし、この曼殊院における「御陪膳」も、元亀二年（一五七二）三月十三日をもって終焉の時をむかえる。

（元亀二年三月十三日）

後白川院御聖月、於竹内殿御霊供御陪膳申之、衣冠、御影御

座之故也、盛嚴不參、指合云々、

この記事をもって『言継卿記』から「御影」に対する陪膳の記事は姿を消す。享祿二年（一五二九）三月、二十一歳の言継が父言継の代理で「御はんせん」を勤めた時から四十二年、以後、後白河法皇の「御影」の行方は杳として知れなくなる。

### むすび

応仁の乱で京都の大半の寺社が兵火にかかるなか、法住寺は奇跡的にその難をまぬがれた寺の一つであった。乱後まもなく法住寺を訪れた公家の中御門宣胤は、堂舎の無事を感慨を込めて日記『宣胤卿記』に次のように記している。

依便宜、参法住寺御影堂、致念誦奉拜了、又蓮華王院令巡礼了、今度大乱最初、東山東西南北神社・仏閣・僧房・民屋、悉以焼失、然此御影堂・蓮華王院無相違之條、希代事也、此外八坂塔一字所残也、

鴨東ではわずかに法住寺と三十三間堂それに八坂塔だけが兵火を逃れていたのである。しかし、兵火はくぐり抜けたものの、以降、半世紀以上も修造されず堂舎は荒れるにまかせる。

そのようななか普門坊なる僧を本願（勸進）とした修造計画がようやく持ち上がったのは天文十四年（一五四五）のことであった。山科言継はこの普門坊による勸進事業を積極的に支援し朝廷からの奉加を仲介、また、その事業を援護するための一文を彼に与えている。<sup>⑩</sup>

法住寺・卅三間等之御奉加帳、八瀬川入道取に来、小刀<sup>考</sup>持

来、予状所望之由申候間調進、宛所本願にと云々、

就後白川院御影堂法住寺・卅三間等修造之儀、禁裏御奉加令申沙汰候、弥国々被勸奉加、可被切琢之状、如件、

五月五日

<sup>本願</sup>普門坊

判

言継としてはただただ少しも早い法住寺の修復を願っていたのであろう。また、この時の勸進事業で何よりも注目されるのは、それが三十三間堂（蓮華王院）の修造と一緒に計画されていたという点である。三十三間堂は当時、天台宗の三門跡の一つ妙法院が管轄するところであり、法住寺もまた同門跡の管轄下にあつたらしいことがこれによってわかる。<sup>⑪</sup>

現在、妙法院には法衣・袈裟をまとった「後白河法皇像」（重要文化財、挿図）一幅が伝来する。かの像とかつて山科御影堂に安置されていた後白河法皇の「御影」との関係については先学によって

挿図 後白河法皇像（重要文化財） 妙法院蔵

すでに詳細な検証が行われており、それに付け加えることは何もない。ただ、戦国時代以降、法住寺が妙法院の管轄下にあったことからすれば、山科御影堂の「御影」が妙法院にたどり着く可能性は十分にあったということだけは指摘しておきたい。

そして、いずれにしてもかつて山科御影堂に安置されていた「御年四十二ノ御自筆」の後白河法皇の「御影」に関しては、その前で三百七十年余りにわたり「御陪膳」を勤め続けた山科家の存在を抜きにして語ることはできず、「言継卿記」を初めとする歴代山科家当主の日記がそのための基本史料であることを最後に確認して小論を結びたい。

〈註〉

1 『言継卿記』については、奥野高廣『言継卿記―転換期の貴族生活―』

(高樹書店、一九四七年)、今谷明『言継卿記―公家社会と町衆文化の接点―』(そして、一九八〇年。のち『戦国時代の貴族―言継卿記』が描く京都)〔講談社学術文庫、二〇〇二年〕参照。

2 江戸時代の法住寺について『雍州府志』巻四(貞享三年〔一六八六〕

刊)は、

法住寺 在養源院南、有 後白河法皇之雕像、毎年三月十三日開帳、

又有妙法院代々之塔、古所謂法住寺非斯處乎、

と記す。

また、その歴史に関しては、明治の『京都坊目誌』『下京』(三十一学区)が次のように伝える。

建久三年三月、上皇崩す。法住寺中に葬る。上に法華堂を建立す。

法住寺陵是なり。是より先き、安元二年七月、中宮建春門院滋子崩す。同寺中に葬る。上に三昧堂を建立せらる。傍らに坊舎を設け、両堂に奉仕す。建久六年十一月、僧房火あり。尋で再建す。中古兵革相踵ぎ、寺は荒廢し、僅に法華堂一字を存す。三昧堂は遂に其址を失ふ。法華堂又荒廢す。妙法院門主之を再建す。明治維新の際、法住院を廢し、法会は妙法院に於て之を修行す。法華堂は宮内省の直轄と為り、諸陵寮之に奉仕す。

3 長講堂は南北朝の内乱で兵火にかかり、応永年中(一三九四―一四二八)にも焼失、その後、寺地を土御門油小路に移して再建されたという。しかし、その後も応仁の乱で焼け、大永二(一五二二)年八月にも戦火にあうなど焼亡と再建を繰り返している(『京都坊目誌』『下京』(二十五学区))。

室町時代には、毎年三月十三日、後白河法皇の「宸筆法華經」をもって「御經供養」を執行していた。また、その際には「御陪膳」が行われていた(『康富記』文安元年三月十三日条)。

4 「御はんせん」が「御はいせん」の読み間違いである可能性も考えられるが、ここでは刊本の読みにしたがって言継が「御はんせん」と記したものと理解しておく。

5 長講堂の「御影」は「後白河法皇御自筆」の画像で、「室町時代初めの頃」には、すでに御影堂に安置されていたという(毛利久「長講堂後白河法皇御坐像について」『史迹と美術』二一九、一九四九年)。その典拠となったのは、『康富記』文安元(一四四五)年二月三十日条の次の記事である。

先詣長講堂、(中略)参御影堂(後白河法皇御坐像)庭田中将被語云、毎月十三日、御靈備備進之時、殿上人為巡役御陪膳参入也、山科流ト綾小路源家流ト許参之、其外不可叶之由被定置云々、御影者崇光院殿御代被付勅封、其後未被開也、院ならでは無御祥事也、御鎌開役者も不祥事也云々、後白河法皇御自筆之御画像像也云々、

これによって長講堂御影堂の後白河法皇「御影」にも毎月十三日に「御靈供」が備進され、「山科流ト綾小路源家流」の殿上人がその「御陪膳」を「巡役」で勤めていたことがわかる。

この長講堂の「御影」は天文四年(一五三五)六月、後奈良天皇の

指示のもとに「城南」から某所に移されているが（『後奈良天皇宸記』天文四年六月十日、十一日、七月一、十二日条）、これは大永二（一五二二）年の長講堂の焼失後（前掲注〔3〕参照）、「城南」に避難させであったものを、何らかの事情で改めて他所に移動したものであろう。その後、いつの頃か「御影」は長講堂に戻っており、『統史愚抄』によれば、明暦三年（一六五七）三月、朝廷（公家）がこれを修復している（前掲の毛利論文参照）。

なお、江戸時代の『雍州府志』巻四も長講堂に「宸像」のあったことを伝え、『日次記事』はこれを「勅筆宸影」とし、三月十三日の「後白河法皇御忌」の項で、

後白河法皇御忌 建久三年、今日崩、長講堂修之、則 勅筆 宸影、代々被貼 勅封、長講堂伝奏勸修寺家也、院庁供 御膳、庭田家参勤修陪膳、東山蓮華王院・智積院亦有法事、と説明する。

6 後白河法皇と高階栄子・冷泉平成教成の関係については前掲注（1）論文参照。

7 山科家の後白河法皇に対するあつい感謝の念については、臼井信義『教言卿記』（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』、続群書類従完成会、一九七〇年）参照。

8 前掲注（1）論文参照。

9 『宣胤卿記』文明十二年（一四八〇）正月四日条。

10 『言継卿記』天文十四年（一五四五）五月七日条。

11 拙稿『妙法院の歴史』（京都国立博物館 特別展覧会図録『妙法院と三十三間堂』、日本経済新聞社、一九九九年）

12 中野玄三『後白河法皇像』図版解説（『日本の肖像』、京都国立博物館、一九七八年）。若杉準治『似絵』（『日本の美術』四六九号、至文堂、二〇〇五年）

13 前掲注（2）の『雍州府志』巻四、『京都坊目誌』「下京」（三十一学区）参照。